報告事項（１）資料

京　都　府

令和７年度のくろまぐろの融通等及び漁獲結果について

【内　容】

京都府から令和７年度のくろまぐろの融通等及び漁獲結果について報告します。

【添付資料】

報告資料１　令和７年度のくろまぐろの融通等及び漁獲結果について

報告資料 1

令和７年度のくろまぐろの融通等及び漁獲結果について

令 和 8 年 6 月 2 日
京都府農林水産部水産課

1. 漁獲枠の融通について

- 太平洋くろまぐろは、国際約束に基づく厳格な資源管理に取り組んでいる
- 我が国では、沿岸漁業については都道府県ごとに漁獲枠を割り当てて漁獲量を管理
- 漁獲枠の有効活用に向け、都道府県間で漁獲枠を融通する制度が運用されている

2. 令和７年度の融通結果

（単位：t）

漁獲枠	大中型まき網	徳島県	秋田県	鳥取県	大阪府	北海道	融通合計
小型魚	3.2	—	—	2.2	—	2.7	8.1
大型魚	—	3.0	3.0	1.5	1.0	2.5	11.0
合計	3.2	3.0	3.0	3.7	1.0	5.2	19.1

- 上記すべて第６回漁業調整委員会（R8.1.22 開催）で承認いただいた配分ルール※に基づき府内配分を実施

※配分ルール
小型魚：定置漁業へ全量配分
大型魚：1　令和３管理年度の漁獲実績に基づき配分量を計算
2　過去の超過数量を１で計算した数量から差し引く
3　２の数量の小数点３位以下を切り捨てて配分
4　配分後、残った数量は府留保へ繰り入れ

3. 令和７年度の漁獲枠及び漁獲実績の最終結果

	区分	漁獲枠(t)	漁獲量(t)	消化率
小型魚（30 kg未満）	定置漁業	70.3	69.6	99.0%
	漁船漁業（日本海）	1.0	0.03	3.0%
	漁船漁業(その他海域)	0	0.0	0%
	留保	0		
	合計※ （）はR6年度	71.3 (42.7)	69.6 (39.8)	97.6% (93.3%)
大型魚（30kg 以上）	定置漁業	53.1	52.9	99.6%
	漁船漁業（日本海）	3.5	2.3	65.7%
	漁船漁業(その他海域)	4.8	4.0	83.3%
	留保	0.2		
	合計※ （）はR6年度	61.6 (37.0)	59.2 (19.9)	96.1% (53.8%)

【参考】令和７年度くろまぐろ知事管理区分別漁獲可能量の推移

	区分	当初	国追加配分・不等量交換	他県等融通	府留保の解除	最終結果
小型魚（30 kg 未満）	定置漁業	46.8	＋14.3	＋8.1	＋1.1	70.3
	漁船漁業（日本海）	1.0	―	―	―	1.0
	漁船漁業(その他海域)	0.1	-0.1	―	―	0
	留保	1.0	―	―	▲1.1	0
	合計	48.9	＋14.2	＋8.1	―	71.3
大型魚（30kg 以上）	定置漁業	38.2	＋3.8	＋9.4	＋1.6	53.1
	漁船漁業（日本海）	3.5	―	―	―	3.5
	漁船漁業(その他海域)	3.5	＋0.5	＋0.8	＋0.1	4.8
	留保	1.0	＋0.1	＋0.8	▲1.7	0.2
	合計	46.2	＋4.4	＋11.0	―	61.6

- 小型魚については第７回漁業調整委員会（R8.2.24）で承認いただいたとおり、府の留保枠（1.1 トン）を全量定置漁業へ配分、大型魚についても第８回漁業調整委員会（R8.3.9）で承認いただいたとおり、府の留保枠のうち 1.7 トンを令和３管理年度実績配分により定置漁業及び漁船漁業（その他海域）へ配分。

報告事項（２）資料

事　務　局

全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について

【内　容】

令和８年５月１５日、東京都において令和８年度第６２回全国海区漁業調整委員会連合会通常総会が開催され、京都海区からは、葭矢会長と本多次長が出席しました。

（※葭矢会長は全漁調連副会長として出席）

第１号から４号までのすべての議案について承認されました。

要望書(案)等の内容は報告資料のとおりです。

【添付資料】

報告資料２－１	令和８年度通常総会次第
報告資料２－２	令和８年度通常総会第３号議案 (表紙、要望書、目次、議案(当海区関連項目のみ抜粋))

要望の結果等については、７月初旬の全漁調連による省庁への要望活動の後、報告があります。

なお、要望活動には、全漁調連副会長として葭矢会長が出席予定です。

詳細については、次回以降の委員会で報告します。

報告資料２－１

令和８年度通常総会次第

１　開　　会

２　会　長　挨　拶

３　来　賓　祝　辞

４　議　長　選　出

５　議　　事

第１号議案　令和７年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

第２号議案　令和８年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について

第３号議案　協議事項（中央要望活動）

Ⅰ　海区漁業調整委員会制度について

Ⅱ　沿岸漁場の秩序維持について

Ⅲ　太平洋クロマグロの資源管理について

Ⅳ　沿岸資源の適正な利用について

Ⅴ　漁業法改正後の制度運用について

Ⅵ　外国漁船問題等について

Ⅶ　海洋性レジャーとの調整等について

第４号議案　次期通常総会の開催地について

６　報　　告

７　表　　彰

８　閉　　会

報告資料２－２

第　３　号　議　案

協議事項（中央要望活動）

令和８年度　全国海区漁業調整委員会連合会要望書（案）

Ⅰ　海区漁業調整委員会制度について

Ⅱ　沿岸漁場の秩序維持について

Ⅲ　太平洋クロマグロの資源管理について

Ⅳ　沿岸資源の適正な利用について

Ⅴ　漁業法改正後の制度運用について

Ⅵ　外国漁船問題等について

Ⅶ　海洋性レジャーとの調整等について

要　望　書

令 和 8 年 5 月

全国海区漁業調整委員会連合会

令和2年12月1日、70年ぶりに改正された漁業法が施行され、水産資源の保存及び管理のための措置をはじめとした新たな制度が開始されました。改正後5年が経過した現在、漁業権漁場の活用、特定水産資源の許可、新たなTAC制度による資源管理や対象魚種拡大の動きなど制度改正の影響が発現し、水産業の成長産業化に向けた様々な検討が進められているところです。

このような状況下、これまで漁業調整上重要な役割を果たしてきた海区漁業調整委員会は、資源管理や水域の有効活用を図っていくうえで、その役割はさらに重要性が増しており、引き続き十分に機能を発揮することが求められています。

沿岸漁場では、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反が後を絶たず、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁の防止と漁業秩序維持のため、違法操業の取締強化や「密漁もの」の流通防止対策が強く求められています。

太平洋クロマグロについては、厳格な漁獲可能量管理により、様々な課題、混乱が生じている一方、これまでの取組により、資源の回復がみられています。漁業者が将来にわたり資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定を図ることができるよう、資源の適正利用、漁業種類ごとの管理手法の確立、支援措置の充実及び遊漁者への指導が不可欠です。

また、沿岸資源を持続的かつ公平に利用できるよう、沿岸漁業と沖合漁業の調整、海洋環境の変化への対応、外国漁船による公海での大量漁獲の影響評価などが必要となっています。

さらに、TAC候補魚種の追加が進む中、資源評価精度の向上、漁業者や関係団体、行政・研究機関との情報交換や情報共有、資源管理手法の検討等、解決すべき課題が残されているうえに、

現行TAC魚種についても資源変動への柔軟な対応やIQ制度の運用にかかる課題が浮き彫りとなっており、今後も、国全体で効果的な資源管理手法の検討・検証が求められています。

外国漁船問題は、周辺国との漁業調整、尖閣諸島や竹島など我が国の領土をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に万全を期していくことが重要な課題となっています。加えて、北朝鮮によるミサイル発射が続いており、海で操業する全ての漁業者とその家族は、強い不安を抱くとともに、強い憤りを感じています。

海洋性レジャーは、利用者の増加と利用形態の多様化により、漁業との摩擦が各地で生じていることから、その解消に向け、遊漁者やプレジャーボート等利用者等との海面利用の調整及び管理のあり方について、これまで以上に検討していく必要があります。

全国の海区漁業調整委員会を会員とする全国海区漁業調整委員会連合会は、令和8年5月15日の第62回通常総会において、漁業調整や資源管理を取り巻く問題を解決するため、全会一致で別紙のとおり要望することを決議いたしました。

つきましては、これら要望の実現について格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年5月15日

全国海区漁業調整委員会連合会
会長　中島　均

目　次

Ⅰ　海区漁業調整委員会制度について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

1 海区漁業調整委員会制度の堅持
2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保
3 海区漁業調整委員の資質向上について

Ⅱ　沿岸漁場の秩序維持について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

1 違法操業の取締強化等
2 「密漁もの」の流通防止

Ⅲ　太平洋クロマグロ資源管理について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

1 クロマグロ資源の適正利用
2 定置網漁業等における管理手法の確立及び支援措置
3 遊漁者等の操業自粛措置

Ⅳ　沿岸資源の適正な利用について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

1 沿岸漁業と沖合漁業の調整
2 沖合漁業の操業秩序の確立
3 マサバ太平洋系群の適正利用
4 カツオ資源の適正利用
5 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用
6 海上大規模開発事業の関係者説明

Ⅴ　漁業法改正後の制度運用について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

1 改正漁業法施行後の事務の円滑化
2 新たな資源管理措置等

Ⅵ　外国漁船問題等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

1 竹島の領有権確立と排他的経済水域の境界画定
2 漁業協定見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理
3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保
4 投棄漁具等による被害の救済

Ⅶ　海洋性レジャーとの調整等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

1 遊漁と漁業の調整
2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁具被害の防止
3 ミニボート等による危険行為の防止

新規規要望項目 【2項目】

【1】

Ⅴ 漁業法改正後の制度運用について

2 新たな資源管理措置等

（1） 資源評価の精度向上

利用可能な最大限の漁獲データを用いることに加え、同一資源を利用する外国漁船や遊漁者の漁獲実態を踏まえるとともに、研究機関の体制の強化・拡充を図り、資源評価の精度を向上させること。

また、精度の高い資源評価や適正・柔軟な TAC 運用方法が確立されるまでは、厳格な数量管理を行わないこと。

・・・・・28ページ

【2】

Ⅴ 漁業法改正後の制度運用について

2 新たな資源管理措置等

（5） TAC 管理の柔軟な運用

従来から行われている都道府県間や大臣管理区分との漁獲枠の融通、次期管理期間からの前借について、より円滑な実行を図ること。

併せて、複数年管理や迅速な資源の再評価による期中の TAC 調整を可能とするなど、資源の上振れ発生時や、やむを得ない混獲により操業停止等に陥らないための仕組みを構築すること。

・・・・・29ページ

Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づき、厳格な漁獲可能量管理が行われています。

これまでの資源管理の取組により資源が回復しており、令和7管理年度から小型魚・大型魚ともに増枠されましたが、その増加量は十分とは言えない状況です。

漁業者は、資源管理の重要性を理解し漁獲管理を実践していますが、沿岸域への来遊量の増加に伴い突発的な漁獲が生じ、これまで来遊がまれであった海域で漁獲されるなど、各地で課題や混乱が発生しています。特にクロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントに過ぎない定置網漁業やはえ縄漁業等では、漁獲抑制のための休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業中止を余儀なくされ、漁業経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。

また、遊漁者については、大型魚の採捕報告の徹底、迅速化を図り、実態を適確に把握した上で、国全体の資源管理に支障が生じないよう強力な指導が必要です。

つきましては、漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次のとおり要望いたします。

1 クロマグロ資源の適正利用

(1) 資源評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現

ア 日本の漁獲枠の増枠

太平洋クロマグロの資源は順調に回復していることから、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)等国際会議で、引き続き、議論をリードし、資源回復に見合った漁獲枠の更なる拡大に取り組むこと。

イ 資源評価結果を反映した増枠の実現

最新の情報を漁獲枠へ迅速に反映させるため、資源評価を毎年実施し、国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の更なる増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。

また、資源評価の結果に基づき自動的に漁獲枠が設定される管理戦略評価(MSE)の議論が進められているが、管理方式の見直しに当たっては、漁業者をはじめ関係者に丁寧に説明し、十分な理解を得

て進めること。

（2） 漁獲枠の公平な配分と留保枠の有効活用

ア 沿岸漁業に配慮した配分

国内の漁獲枠配分に当たっては、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業の操業特性に配慮した配分とすること。

イ 来遊量や漁獲状況を反映した公平な見直し

近年、資源量の増加に伴い沿岸域への来遊量が増加している状況を踏まえるとともに、大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に一層配慮し、負担の公平性という観点から、漁業種類や地域間で不公平が生じないよう見直すこと。

ウ 定置網漁業の突発的な入網への対応

定置網漁業の不規則な漁獲特性に配慮し、突発的な入網や混獲による積み上がりへ柔軟に対応できるよう、留保枠の有効活用や全国枠の確保などの仕組みを確立すること。

エ 枠の融通と留保枠の有効活用

国の留保枠については、これまでと同様、沿岸漁業に配慮した柔軟な配分とするとともに、最大限活用できる仕組みを確立すること。

また、管理年度当初に盛漁期となる地域があることから、留保枠からの上乗せ配分や、当該都道府県の不等量交換による配分を当初枠に反映させるなど、可能な限り早期の配分を実施すること。

漁獲枠の融通について、より機動的に運用できるよう手続きの簡素化を図り、枠の有効活用を促進すること。

（3） 沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について

ア 広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、事務取扱要領で認められている都道府県や広域漁業調整委員会をまたぐ承継承認（廃止見合新規）のあり方や承認の条件及び運用方法等を見直すとともに、今後の増枠の状況を踏まえ、新規承認を行うこと。

イ 大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、明らかに他県の管轄に属する海域で操業するものについては、船籍県の管理が及ばないため、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、遊漁と同様に国によって管理すること。

2 定置網漁業等における管理手法の確立及び支援措置

(1) 漁業種類ごとの特性に配慮した資源管理

ア 定置網漁業等

定置網漁業における漁獲制限の具体的調整案をはじめ、漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。

規制の方法については、沿岸漁業者に過大な負担が生じないよう慎重に対応すること。

イ 大中型まき網漁業

産卵量を安定して確保するため、大中型まき網漁業による産卵期や産卵場における操業を制限するなどの対策を強化すること。

ウ 大臣許可漁業

大臣許可漁業に対し、IQによる資源管理の遵守を徹底させること。

(2) 混獲回避に係る技術開発

ア 混獲回避及び再放流技術開発

定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具の開発、再放流の手法開発など実用的な技術を早急に確立し、技術普及が促進されるよう、導入支援を実施すること。

また、まぐろはえ縄漁業や一本釣り漁業についても同様に漁具改良の支援を行うこと。

イ いか釣り漁業等への影響評価と漁具被害低減技術開発

クロマグロ資源の回復によるイカ等の水産資源への影響評価を行うとともに、いか釣り漁業への被害を低減する実用的な技術開発を加速させること。

(3) 混獲回避、減収に対する支援制度

ア クロマグロ混獲回避の取組支援

混獲回避用の機器等の導入支援や、放流活動への支援に係る事業を拡充し、支援条件の緩和及び導入機器の対象範囲を拡大すること。

また、混獲回避が可能な漁法への転換に必要な技術習得や漁具導入等への支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。

イ 混獲回避型休漁支援

混獲回避のための休漁支援については、採捕停止の長期化に見合う損失補填となるよう、実態に即して補助の発動条件を緩和するとともに、補助対象日数の拡大等、補填額の適正化を図ること。

ウ 漁業収入安定対策事業の拡大

資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じ、漁業者が安心して経営を継続できるよう、支援措置を継続的に実施するとともに、法制化についても検討すること。

エ いか釣り漁具被害対策

クロマグロの大量来遊により、イカの漁場形成が阻害されて漁獲が減少する操業被害や、いか釣り漁具が切られる漁具被害が生じているため、イカ水揚額の減少に対する補填や新たな漁具の購入への支援などの対策を講じること。

（4） 漁獲状況を把握するシステム構築

漁獲報告に係る現場の事務負担の軽減を図るため、漁獲状況をリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。

3 遊漁者等の操業自粛措置

（1） 周知指導

広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実効性を高めるため、国は資源管理制度を広く周知し、関係省庁が広域的かつ横断的に連携して監視活動を強化するとともに、採捕自粛や停止の指導を徹底し、違反者への取締りを強化すること。

（2） 採捕報告

遊漁者等からの迅速、確実かつ漏れのない採捕報告体制を確立するため、報告システムの強化と法体系を整理すること。

（3） 遊漁制度

クロマグロ遊漁はライセンス制とし、国が適切な管理を行うこと。

Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について

水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用が不可欠であり、沿岸漁業者は栽培漁業や資源管理型漁業の推進に一丸となって取り組んでいます。

一方で、広域に回遊するブリ、クロマグロ、マサバ、スルメイカ等、沿岸漁業にとって重要な資源の多くが、大中型まき網漁業等の沖合（大臣許可）漁業の漁獲対象でもあることから、両者間の漁場や資源の利用をめぐる競合が恒常化しています。解決のための協議が持たれていますが、大量漁獲や違反操業の疑いに対する沿岸漁業者の懸念は依然として解消されていません。

また、北太平洋の公海におけるサンマについては、令和6年4月、北太平洋漁業委員会（NPFC）で、令和6年の措置として、公海におけるTACを15万トンから13.5万トンに削減する等の措置が合意されたものの、この漁獲枠は近年の漁獲実績を上回る数量であり、引き続き外国漁船による大量漁獲と我が国漁業への悪影響が懸念されます。

さらに、大中型まき網漁業等においてクロマグロの漁獲制限を受け、マダイやブリなど他の魚種に漁獲対象の転換が進めば、沿岸の漁業資源への影響が一層拡大することも危惧されます。

つきましては、漁業者が長年にわたり守り育ててきた資源が、今後も持続的かつ公平に利用できるよう、次のとおり要望いたします。

1 沿岸漁業と沖合漁業の調整

（1） 沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄

沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図るため、関係者会議を積極的かつ継続的に開催すること。

また、沖合漁業に対し、沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導すること。

さらに、大臣許可漁業に対する規制期間や区域の見直しを行い、実効性のある規制措置を検討すること。

（2） カツオ、スルメイカにおける漁業調整

カツオやスルメイカにおいては、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との間で漁場競合等が生じていることから、沿岸漁業の操業を

維持できるよう資源利用及び操業調整の取組みを進めること。

また、沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については漁獲の集中が沿岸漁業の資源利用に悪影響を及ぼさないよう、TAC管理等の資源管理の強化に加え、国主導で関係漁業者が安定的な漁獲ができるよう、操業調整を早急に行うこと。

（3） 海洋環境の変化への対応

海洋環境の変化・変動と各種水産資源の資源量、漁場形成の関係についての研究を推進し、海洋環境、水産資源の詳細な現状把握と予測技術開発を進めること。

また、漁獲効率の高い大中型まき網漁船については、海洋環境・水産資源の変化・変動に対応した適切な操業調整を行い、新規魚種拡大は抑制すること。

（4） 沖合漁業の漁船の大型化への対応

いわゆる「もうかる漁業」や「IQ導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃」との方針などによる漁船の大型化は、資源や漁場に悪影響を及ぼし、沿岸漁業者の操業に支障を生じさせるおそれがあることから、このような措置を進めるに当たっては、事前に沿岸漁業者の十分な理解を得るとともに、沿岸漁業と競合する漁場については、入口規制も含め、沿岸漁業者に配慮したバランスのとれた規制を行うこと。

2 沖合漁業の操業秩序の確立

（1） VMS を有効に活用した取締強化

大中型まき網漁業の付属船も含め、VMS情報を積極的に活用した、より実効性のある監視・取締りを強化すること。

また、VMS 航跡情報について、国だけでなく都道府県でも確認できるよう、体制を構築すること。

さらに、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは把握できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。

（2） AIS の利用普及

AISの利用普及に努めるとともに、AISが設置されている船舶については、沿岸域で航行・操業する際はAISを作動させ、事故防止・安全航行に努めるように指導すること。

3 マサバ太平洋系群の適正利用

親魚量の増大と漁獲圧の適正化を図るため、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き資源管理の取組みを強力に指導すること。

また、我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の操業状況を注視し、実態に応じた漁獲割当量の設定及び漁獲物の組成の透明化等、資源に影響が及ばないよう管理するとともに、我が国の漁船の安全な操業を確保すること。

さらに、伊豆諸島近海はマサバ太平洋系群の主産卵場であることから、産卵親魚に過剰な漁獲圧がかからないよう、また、秩序ある漁場利用を図るため、当該海域における大中型まき網漁業の操業を注視し、適時、適切な指導を行うこと。

4 カツオ資源の適正利用

近年の日本沿岸域への来遊量の減少について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、最新の資源評価に基づく国際的な管理方式や管理措置の見直しを推進すること。

5 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用

北太平洋公海における外国船の漁獲圧が高まっていることから、サンマやマサバなど公海で漁獲されている資源の適正な管理に向け、TAC の更なる縮減など、より実効性の高い資源管理措置が実現するよう協議を進めること。

また、公海におけるサンマやマサバの資源調査の充実を図るとともに、外国漁船による大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響と海洋環境の変化を科学的に評価し、資源評価の精度の向上を図ること。

さらに、漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。

6 海上大規模開発事業の関係者説明

風力発電等の海上の大規模開発事業について、地元だけでなく漁場利用等で関係する他都道府県の漁業者等についても早期に情報を伝達し、かつ誠実に説明するよう開発者を指導すること。

V 漁業法改正後の制度運用について

改正漁業法では、TAC 対象魚種の拡大など新たな資源管理措置が導入され、これらの管理手法については、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価が不可欠です。

一方で、対象魚種の中には、すでに漁業者が厳しい自主管理に取り組んでいる魚種も含まれており、漁業者はこうした漁業現場の実情が配慮されず、十分な説明もないまま漁獲量管理が導入されることによる減収への不安を抱いています。

また、新たな制度の運用に当たっては、事務の円滑化や漁獲報告の負担軽減も求められています。

つきましては、漁業法改正後の制度運用について、次のとおり要望いたします。

1 改正漁業法施行後の事務の円滑化

(1) 事務の円滑化

改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、「水産資源の適切な管理」や「漁業秩序の確立」等を推進するため、改めて、国、都道府県及び関係漁業者等の円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。

新たな制度の円滑な運用に当たっては、改正により生じた地域の課題に対して柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。

(2) 申請、報告システムの構築

システムの構築と運営について、現場の負担軽減のため、必要な技術的・予算的支援を十分に行うこと。

2 新たな資源管理措置等

(1) 資源評価の精度向上

利用可能な最大限の漁獲データを用いることに加え、同一資源を利用する外国漁船や遊漁者の漁獲実態を踏まえるとともに、研究機関の体制の強化・拡充を図り、資源評価の精度を向上させること。

また、精度の高い資源評価や適正・柔軟な TAC 運用方法が確立されるまでは、厳格な数量管理を行わないこと。

（2） 自主的な資源管理の評価

新たな資源管理の検討に当たっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している自主的な資源管理の妥当性や効果を的確に評価すること。

その上で、当該管理手法が十分な効果を発揮している魚種については、資源評価の中で自主的な資源管理の効果が明確に分かるような配慮や、漁獲量管理に固執せず自主的な資源管理での対応を検討すること。

また、従来より関係都道府県が連携して資源管理に取り組んでいる資源については、引き続き国が資源管理体制を維持すること。

（3） TAC 対象魚種追加等の慎重な議論

TAC対象魚種の追加等による資源管理の推進に当たっては、漁業者への影響が大きいことが懸念されるため、漁業者や関係団体に分かりやすく説明し、スケジュールに固執せず、十分な理解と同意を得た上で進めること。

また、資源状況、漁業実態、経済価値に加え、対象魚種の放流技術開発状況や休漁補償等の影響緩和策と併せて、慎重に議論すること。

（4） 漁業経営に配慮した漁獲管理

複数魚種を同時に漁獲する漁法では、魚種ごとに漁獲管理の必要性を十分に検討し、例えば数量管理の対象は主要魚種に限定し、混獲魚種の漁獲の積み上がりにより主要魚種の操業に制限がかからないようにするなど、漁業実態に適した管理手法を示すこと。

また、資源管理の強化に当たっては、中小零細な沿岸漁業者の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するために十分な対策を講じること。

（5） TAC 管理の柔軟な運用

従来から行われている都道府県間や大臣管理区分との漁獲枠の融通、次期管理期間からの前借について、より円滑な実行を図ること。

併せて、複数年管理や迅速な資源の再評価による期中の TAC 調整を可能とするなど、資源の上振れ発生時や、やむを得ない混獲により操業停止等に陥らないための仕組みを構築すること。

（6） 正確な漁獲量を把握する仕組み

TAC魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合でも、漁獲→水揚→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握し、漁獲報告に遺漏がない仕組みを整えること。

（7） 定置網漁業等の特性に応じた数量管理技術開発

定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。

Ⅶ 海洋性レジャーとの調整等について

海面は、漁業だけでなく遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーにも利用されています。特に遊漁船やプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁では、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されています。

このため、遊漁者に対しては、漁業制度や遊漁マナーに関する啓発を徹底するとともに、遊漁による資源利用実態把握と、遊漁者にも適切な資源管理を行わせるための体制整備が求められています。

また、プレジャーボート等については、安全運行確保と漁具被害防止の観点から、利用者に対する保険加入の義務付けや物損被害への補償の充実、利用者の把握のための組織化が必要です。

操縦免許・船舶検査が不要なミニボート（登録長3m 未満、出力1.5kW 未満、プロペラ回転緊急停止機構あり）については、耐航性や視認性の低さを認識しないまま、沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港周辺での遊漁等が行われ、海難事故が発生していることから、操縦免許の義務化など新たな規制の創設も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策が必要です。

さらに、機動性の高いプレジャーボートや水上オートバイ、水上スキー等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えており、無謀な操船による海難事故が頻発している状況にあります。

つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次のとおり要望いたします。

1 遊漁と漁業の調整

（1） 遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施

ア 地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルを未然に防止するため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が、当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協、日本スポーツフィッシング協会などの全国レベルの遊漁団体と連携し、イベントの実施や小型船舶操縦免許講習及び更新講習、マスメディア等を活用した積極的な広報を行うこと。

イ 遊漁者によるゴミの投棄等に対する罰則の強化やガイドラインの策

定など、環境保全対策を講じるとともに、漁業者や地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築すること。

ウ より手軽に、情報を発信出来る仕組みとして、スマートフォンをかざすことで海辺の利用に関するマナー（遊漁ルール、駐車場、ごみ集積所等）が確認できるアプリ開発と普及を、国が中心となって実施すること。

（2） スピアフィッシングに対する規制強化

漁船や小型船舶の航行安全及びスピアフィッシング愛好者の生命の安全確保の観点から、スピアフィッシングの実態把握や組織化を推進するとともに、スピアフィッシング利用者に対し、衝突事故防止のための目印となる標識等の設置を義務付け、各地域のルール順守や安全教育、資源管理意識の醸成などの指導・普及啓発を強化すること。

（3） 遊漁者の資源利用の実態把握

国の責任において、海岸域の遊漁者のほか、プレジャーボート等を利用する遊漁者による採捕の実態把握を早急に進めるとともに、マダイやサケなど漁業者の主要な漁獲対象である魚種について、法整備等により釣獲実績報告を義務化し、資源利用の実態を把握し、資源評価に活用するなど適確に管理する制度を創設すること。

（4） 遊漁者が資源管理に参加する体制整備

漁業と遊漁の問題は、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示で対処できる採捕行為にとどまらず、資源管理及び沿岸漁場の秩序維持全般に多大な影響を及ぼしている。

漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から、遊漁者の組織化を進めるとともに、遊漁者も禁止措置を含めた資源管理に参加させる法制度や体制を整備し、全国的な資源管理のルール導入を図ること。

また、都道府県域を越えて活動する遊漁の特性を踏まえ、国が主体となって遊漁の組織化を推進するとともに、将来的に全国一律の遊漁管理制度の整備を検討すること。

2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止

（1） プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険加入義務化

プレジャーボートの事故発生率は自動車より高いことから、プレジャー

ボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。

法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償内容を充実させること。

また、義務化が実現するまでの間は、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。

(2) 利用者の組織化によるマナーの周知徹底

法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボートや水上オートバイ等の利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

また、特に無謀な操船や海難事故が頻発している水上オートバイ等については、安全確保の観点から、利用者に対し継続的な研修受講を義務付けるなど、必要な対策を講じること。

3 ミニボート等による危険行為の防止

(1) 操縦免許義務化等による安全対策の強化

海面利用者相互の安全を確保するため、推進機を有するミニボートについては、操縦免許の取得を義務化すること。

併せて、ミニボート等による夜間航行の禁止、航行区域(距離)の制限強化、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むこと。

また、衝突事故防止の観点から、目印となる旗やレーダー反射板、ポール等の設置を義務化すること。

これら安全対策の制度化に当たっては、国土交通省、水産庁等関係機関が連携して対応すること。

(2) 安全講習の義務化と円滑な救難活動のための所有者把握

ミニボート等(SUPを含む)の販売に際しては、操縦や安全に関する講習の受講を購入条件として義務付け、店頭販売のみならずインターネット販売においても適用されるよう、ボート製造・販売業界に対し強く指導すること。

また、海難事故時には利用者不明となり救助活動に支障をきたすおそれがあることから、購入者の氏名や連絡先等を把握できる仕組みを早急に検討すること。

さらに、円滑な救難活動の実施に資するよう、登録制度や組織化、検査制度など、所有者を把握できる実効性のある対策を講じること。

（3）ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化

ミニボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務付けること。

法制化に当たっては、対人のみならず、休漁や漁具等の物損被害の補償を充実させること。

また、義務化が実現されるまでは、任意保険への加入促進に向け、より実効性のある取組みを強化すること。

さらに、日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である、船底がFRP成型されていない推進器付きゴムボートも加入対象とし、ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償する制度を創設するとともに、保険加入率の向上、義務化について検討すること。

報告事項（３）資料

事　務　局

「大中型まき網漁業との調整を考える会」第38回幹事会について

【内　容】

令和８年５月２５日(月)に、幹事会を開催しましたので、その概要を報告します。

【添付資料】

報告資料３　「大中型まき網漁業との調整を考える会」第38回幹事会について(結果概要)

参　　考　第38回幹事会配付資料一式
(次第、関係者名簿、配席図、資料１～３、別紙)

報告資料３

第３８回　大中型まき網漁業との調整を考える会幹事会について
（結　果　概　要）

１　開催日時　令和８年５月２５日(木)　午後２：００～３：１５

２　開催場所　宮津市小田宿野 1029-3 京都府水産事務所３階 研修室

３　出 席 者　座　　長　葭矢護(京都海区漁業調整委員会会長)
　　幹　　事　京都府漁業協同組合、漁業者各地区代表(舞鶴、宮津、与謝地区)、京都府定置漁業協会会長、京都府釣漁業連合会会長
　　京都府等　京都海区漁業調整委員会事務局今中局長ほか５名

４　協議事項

(1)最近のまき網船団の操業状況

幹事、関係団体及び京都府から、京都府沿岸域のまき網操業状況の報告がありました。

事務局から、資料１－１、１－２により、まき網操業状況(漁況情報等)の報告をしました。

（主な意見）

・舞鶴湾内での低速航行には努められているようだが、湾口付近から急激に増速して進路を変更してくるまき網船がおり、航行上危険である。

・近年はあまり府沖合にブリが回遊して来ないこともあり、まき網船の影響は少ない。

・昨年１１月から１月にかけて、舞鶴周辺ではアジの漁獲が少なかったと聞いている。沿岸へのアジの回遊が年々減少しているように思う。日本海でのまき網船によるアジ、サバ類の漁獲が影響しているのではないか。

(2) まき網漁業者との協議について

事務局から、資料２により説明し、船主部会への要望に向けて協議した結果、申入書の決議事項２の「禁止ライン付近では、紛らわしい行動をとらない」に、魚群探査に関連する記載を追加し、より具体的な内容にすることとしました。

（主な意見）

・１２月の白石礁での操業自粛について、地元漁業者の生活を守るために、今後も要望を継続してほしい。

・決議事項の記載変更となるため、申入書提出の際には、変更した経緯や理由などを説明できるようにしておく。

(3) まき網船団に関する情報連絡体制について

事務局から、資料３により説明し、従前の水産事務所への連絡体制に加え、新たな体制を構築することについて協議した結果、漁業者と関係団体と行政機関が一体となって監視できるよう、漁業者は、府漁協各支所を通じて、関係団体は、各会員から代表者を通じて集約された情報を水産事務所へ連絡する体制を築くこととしました。

５　その他

・遊漁船の救命筏の搭載義務等について、制度の内容が複雑で分かりにくいので、いつまでにどの程度のものを搭載する必要があるのか、水産事務所から周知して欲しい旨の要望がありました。

て ん 末

今回の幹事会の結果を踏まえ、考える会を代表して葭矢会長と海区事務局職員が、６月１０日開催の中部日本海まき網漁業協議会船主部会へ申入書を提出の上、要望することとし、今後、府漁協と関係団体を中心とする、まき網船団に関する情報連絡体制の整備を進めることとします。

参　考

「大中型まき網漁業との調整を考える会」第３８回幹事会次第

令和８年５月２５日(月)午後２：００～

京都府水産事務所３階研修室

１　開　　会

２　協議事項

(1)最近のまき網船団の操業状況

ア　幹事(各地区、漁業者団体)及び関係団体からの状況報告

・京都府漁業協同組合　　・京都府釣漁業連合会

・舞鶴地区～北丹後地区　　・京都釣船業協同組合

・京都府定置漁業協会

イ　漁況情報等からの状況報告　　【資料 1-1：P1～P5】

【資料 1-2：P7～P8】

(2)まき網漁業者との協議について

次回の船主部会への要望に向けて　　【資料 2:P9～P16】

(3)まき網船団に関する情報連絡体制について　　【資料 3:P17】

(4)そ の 他

３　閉　会

令和8年度　大中型まき網漁業との調整を考える会　関係者名簿

（令和8年5月）

	所　属	役職等	名　前
座長	海区漁業調整委員会	会長	葭　矢　護
幹事	京都府漁業協同組合	指導課長	佐　藤　妙　子
	舞鶴地区 （舞鶴支所所属）	舞鶴地区釣漁業連合会　会長	北口　誠一郎
	宮津地区 （宮津支所所属）	宮津市水産振興会　会員	森　憲　征
	与謝地区 （浦島支所所属）	蒲入モーター組合組合長	坂　田　一　弘
	北丹後地区 （網野支所所属）	京都府漁業協同組合　監事	畑　崎　幸　男
	京都府定置漁業協会	会長	鍵　井　克　己
	京都府釣漁業連合会	会長	田　村　真　二
関係団体	京都釣船業協同組合	代表理事	大　島　秀　彦
事務局等	水産事務所 （漁業調整委員会 事務局）	所長 （局長）	今　中　豊
		漁政課長	永　井　大　輔
		課長補佐兼係長	井　上　太　郎
		らくよう船長	上　林　浩　司
		課長補佐（次長）	本　多　靖　一
		主事	塩　見　瞳　季

「大中型まき網漁業との調整を考える会」第38回幹事会　配席図

令和8年5月25日(月)午後2:00～

京都府水産事務所　3階　研修室

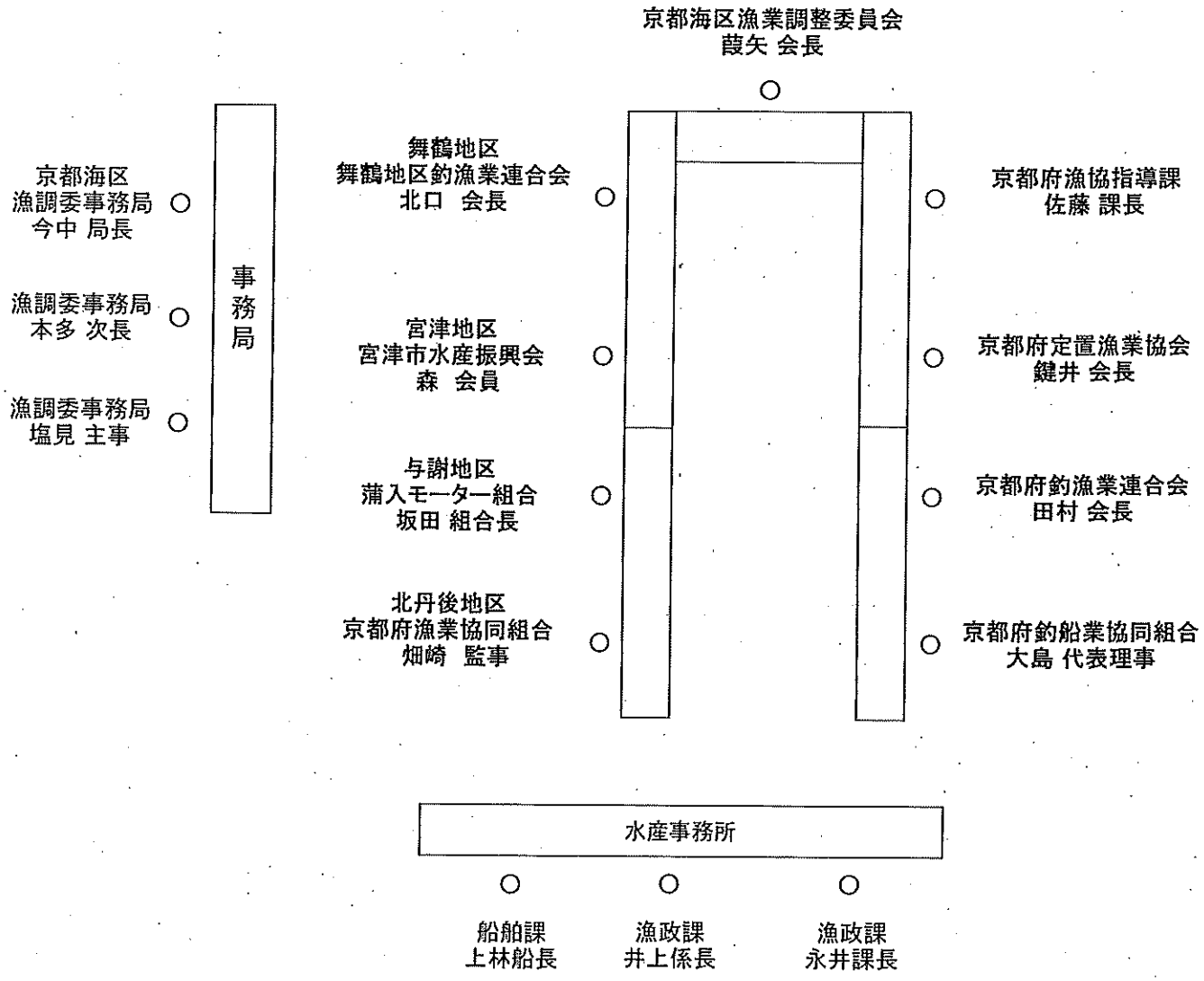

資料 1－1

京都府沖での大中型まき網漁船操業状況（令和7年11月1日～令和8年5月15日）

月	期間	記述内容	操業位置	舞鶴漁港への まき網水揚量	
令和7年 11月	中西部日本海漁況情報 第2652号 11月1日～5日	2統3晩、見島沖、島根半島沖でワラサ主ブリ類アジ類主体の操業。 2統3晩、延5統が見島沖、島根半島沖で1回～2回操業、ワラサ主ブリ類アジ類52トンを漁獲、境港に水揚げした。道東沖出漁船は漁期終了、帰港済。	見島沖、島根半島沖		
	中西部日本海漁況情報 第2653号 11月6日～10日	4統6晩、対馬沖、見島沖、島根半島沖でワラサ主ブリ類アジ類主体の操業。 4統6晩、延13統が、対馬沖、見島沖、島根半島沖で0～2回操業、ワラサ主ブリ類アジ類209トンを漁獲、博多、浜田、境港に水揚げした。集計外船（1統）が中部海区でサバ類、150トン漁獲、境港に水揚げした。	対馬沖、見島沖、島根半島沖	さば	約207トン
			うるめいわし	約8トン
			11/7, 9 （第16輪島丸）	
	中西部日本海漁況情報 第2654号 11月11日～15日	4統4晩、見島沖、浜田沖、能登半島沖でワラサ主ブリ類、サバ類ウルメイワシ、アジ類主体の操業。 4統4晩、延16統が、見島沖、浜田沖、能登半島沖で0～3回操業、ワラサ主ブリ類、サバ類、ウルメイワシ、アジ類368トンを漁獲、博多、浜田、境港、舞鶴に水揚げした。集計外船（1統）が中部海区でサバ類100トン漁獲、境港に水揚げした。	見島沖、浜田沖、能登半島沖	さば	約7トン
			うるめいわし	約3トン
			11/13 （第35海幸丸）	
			さば	約80トン
			11/13 （第17輪島丸）	
	中西部日本海漁況情報 第2655号 11月16日～20日	4統4晩、見島沖、浜田沖、島根半島沖、能登半島沖でサバ類、ワラサ主ブリ類、アジ類、ハガツオ主体の操業。 4統4晩、延13統が、見島沖、浜田沖、島根半島沖、能登半島沖で1～3回操業、サバ類、ワラサ主ブリ類、アジ類、ハガツオ769トンを漁獲、浜田、境港、舞鶴に水揚げした。集計外船（1統）が中部海区でサバ類110トン漁獲、境港に水揚げした。	見島沖、浜田沖、島根半島沖、能登半島沖	さば	約90トン
			うるめいわし	約20トン
			11/20 （第35海幸丸）	
	中西部日本海漁況情報 第2656号 11月21日～25日	4統4晩、サバ類、ムロアジ、ワラサ主ブリ類、ウルメイワシ主体の操業。 4統4晩、延14統が、見島沖、浜田沖、島根半島沖、能登半島沖で1～4回操業、サバ類、ムロアジ、ワラサ主ブリ類、ウルメイワシ1,269トンを漁獲、浜田、境港、舞鶴に水揚げした。	見島沖、浜田沖、島根半島沖、能登半島沖	さば	約45トン
			うるめいわし	約30トン
			11/21 （第17輪島丸）	
			さば	約1トン
			うるめいわし	約4トン
			11/21 （第35海幸丸）	
	中西部日本海漁況情報 第2657号 11月26日～30日	4統2晩、アジ類、ワラサ主ブリ類、サバ類主体の操業。 4統2晩、延5統が、見島沖、浜田沖、島根半島沖、丹後半島沖で1～2回操業、アジ類、ワラサ主ブリ類、サバ類242トンを漁獲、博多、浜田、境港、舞鶴に水揚げした。	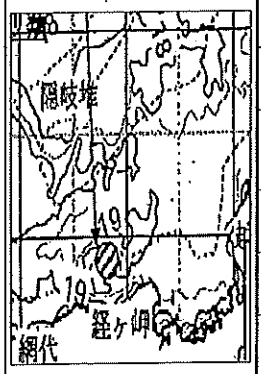	あじ	約40トン
			さば	約10トン
			11/25 （第16輪島丸）	
			ぶり	約16トン
			まるご	約4トン
			11/27 （第36海幸丸）	

京都府沖での大中型まき網漁船操業状況（令和7年11月1日～令和8年5月15日）

月	期間	記述内容	操業位置	舞鶴漁港へのまき網水揚量
令和7年12月	中西部日本海漁況情報第2658号 12月1日～5日	4統3晩、サバ類、アジ類主体の操業。 4統3晩、延9統が、見島沖、島根半島沖で0～2回操業、サバ類、アジ類、240トンを漁獲、松浦、浜田、境港に水揚げした。	見島沖、島根半島沖	
	中西部日本海漁況情報第2659号 12月6日～10日	4統2晩、見島沖、浜田沖、島根半島沖でサバ類アジ類主体の操業。 4統2晩、延8統が、見島沖、浜田沖、島根半島沖で0～1回操業、サバ類、アジ類、257トンを漁獲、松浦、唐津、境港に水揚げした。	見島沖、浜田沖、島根半島沖	
	中西部日本海漁況情報第2660号 12月11日～15日	4統2晩、浜田沖、島根半島沖、経ヶ岬沖で、サバ類、ブリ類主体の操業。 4統2晩、延8統が、浜田沖、島根半島沖、経ヶ岬沖で0～1回操業、サバ類、ブリ類、160トンを漁獲、境港に水揚げした。集計外船（2統）が中部海区及び、対馬沖でサバ類240トンを漁獲、境港に水揚げした。	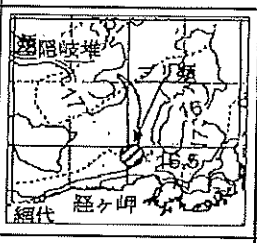	※漁協日報には水揚げの記録なし
	中西部日本海漁況情報第2661号 12月16日～20日	4統4晩、対馬沖、浜田沖でサバ類、アジ類主体の操業。 4統4晩、延11統が、対馬沖、浜田沖で0～1回操業、サバ類、アジ類、688トンを漁獲、浜田、境港に水揚げした。集計外船（4統）が対馬沖でサバ類364トンを漁獲、境港に水揚げした。	対馬沖、浜田沖	
	中西部日本海漁況情報第2662号 12月21日～25日	4統3晩、対馬沖、浜田沖でサバ類主体の操業。 4統3晩、延べ8統が、対馬沖、浜田沖で0～2回操業、サバ類主体、595トンを漁獲、境港に水揚げした。集計外船（3統）が対馬沖、能登半島沖でサバ類296トンを漁獲、境港に水揚げした。	対馬沖、浜田沖	あじ　約15トン さば　約4トン 12/24（第17輪島丸）
	中西部日本海漁況情報第2663号 12月26日～1月10日	4統3晩、延8統が見島沖、浜田沖、島根半島沖でサバ類ブリ類主体の操業。 4統3晩、延12統が、見島沖、浜田沖、島根半島沖で1～3回操業、サバ類、ブリ類主体、1373トンを漁獲、唐津、松浦、浜田、境港に水揚げした。	見島沖、浜田沖、島根半島沖	
令和8年1月	中西部日本海漁況情報第2664号 1月11日～15日	4統1晩、延4統が、浜田沖でサバ類主体の操業。 4統1晩、延4統が、浜田沖で1～3回操業、サバ類主体、580トンを漁獲、浜田、境港に水揚げした。	浜田沖	
	中西部日本海漁況情報第2665号 1月16日～20日	4統3晩、延12統が、見島沖、浜田沖でサバ類、イワシ類主体の操業。 4統3晩、延12統が、見島沖、浜田沖で1～3回操業、サバ類、イワシ類主体、1480トンを漁獲、浜田、境港に水揚げした。集計外船（2統）が対馬沖、中部海区でサバ類、イワシ類250トンを漁獲、境港に水揚げした。	見島沖、浜田沖	

京都府沖での大中型まき網漁船操業状況（令和7年11月1日～令和8年5月15日）

月	期間	記述内容	操業位置	舞鶴漁港へのまき網水揚量	
令和8年1月	中西部日本海漁況情報第2666号 1月21日～25日	2統1晩、延2統が、見島沖でサバ類主体の操業。 2統1晩、延2統が、見島沖で1回操業、サバ類主体、210トンを漁獲、境港に水揚げした。	見島沖		
	中西部日本海漁況情報第2667号 1月26日～31日	4統4晩、延14統が、対馬沖、見島沖でサバ類イワシ類主体の操業。 4統4晩、延14統が、対馬沖、見島沖で1～2回操業、サバ類、イワシ類主体1,510トンを漁獲、浜田、境港に水揚げした。集計外船（3統）が対馬沖、浜田沖でサバ類、イワシ類545トンを漁獲、境港に水揚げした。	対馬沖、見島沖	さば	約80トン 1/27 （第17輪島丸）
令和8年2月	中西部日本海漁況情報第2668号 2月1日～5日	4統4晩、延14統が、対馬沖、見島沖でサバ類、イワシ類主体の操業。 4統4晩、延14統が、対馬沖、見島沖で0～2回操業、サバ類、イワシ類主体1,285トンを漁獲、浜田、境港に水揚げした。集計外船（1統）が浜田沖でイワシ類300トンを漁獲、境港に水揚げした。	対馬沖、見島沖	さば	約85トン 2/4 （第16輪島丸）
	中西部日本海漁況情報第2669号 2月6日～10日	4統3晩、延11統が、見島沖、浜田沖でサバ類、イワシ類主体の操業。 4統3晩、延11統が見島沖、浜田沖で0～1回操業、サバ類、イワシ類主体1,035トンを漁獲、境港に水揚げした。集計外船（2統）が対馬沖、浜田沖でイワシ類、サバ類235トンを漁獲、境港に水揚げした。	見島沖、浜田沖		
	中西部日本海漁況情報第2670号 2月11日～15日	4統4晩、延16統が、対馬沖、見島沖でサバ類主体の操業。 4統4晩、延16統が、対馬沖、見島沖で1～2回操業、サバ類主体2,045トンを漁獲、浜田、境港に水揚げした。集計外船（4統）が対馬沖、浜田沖でサバ類、イワシ類394トンを漁獲、境港に水揚げした。	対馬沖、見島沖		
	中西部日本海漁況情報第2671号 2月16日～20日	4統3晩、対馬沖、見島沖、浜田沖でサバ類主体の操業。 4統3晩、延11統が、対馬沖、見島沖、浜田沖で1～2回操業、サバ類主体1,450トンを漁獲、浜田、境港に水揚げした。集計外船（1統）が浜田沖でイワシ類80トンを漁獲、境港に水揚げした。	対馬沖、見島沖、浜田沖	さば	約150トン 2/18 （第16輪島丸）
令和8年2月	中西部日本海漁況情報第2672号 2月21日～25日	4統3晩、見島沖、日御碕沖でサバ類、イワシ類主体の操業。 4統3晩、延12統が見島沖、日御碕沖で1～2回操業、サバ類、イワシ類主体1,615トンを漁獲、境港に水揚げした。集計外船（1統）が浜田沖でイワシ類150トンを漁獲、境港に水揚げした。	見島沖、日御碕沖		
	中西部日本海漁況情報第2673号 2月26日～28日	4統2晩、見島沖、日御碕沖でサバ類、イワシ類主体の操業。 4統2晩、延6統が、見島沖、日御碕沖で1回操業、イワシ類、サバ類主体825トンを漁獲、境港に水揚げした。集計外船（1統）が日御碕沖でイワシ類120トンを漁獲、境港に水揚げした。	見島沖、日御碕沖		

京都府沖での大中型まき網漁船操業状況（令和7年11月1日～令和8年5月15日）

月	期間	記述内容	操業位置	舞鶴漁港へのまき網水揚量	
令和8年3月	中西部日本海漁況情報第2674号 3月1日～5日	4統1晩、延4統が、見島沖、日御碕沖でイワシ類、サバ類、アジ類主体の操業。 4統1晩、延4統が、見島沖、日御碕沖で1～2回操業、イワシ類、サバ類、アジ類主体550トンを漁獲、博多、境港に水揚げした。集計外船（1統）が日御碕沖でイワシ類150トンを漁獲、境港に水揚げした。	見島沖、日御碕沖		
	中西部日本海漁況情報第2675号 3月6日～10日	4統2晩、延8統が浜田沖、日御碕沖でイワシ類、サバ類主体の操業。 4統2晩、延8統が、浜田沖、日御碕沖で0～3回操業、イワシ類、サバ類主体1,200トンを漁獲、唐津、浜田、境港に水揚げした。	浜田沖、日御碕沖		
	中西部日本海漁況情報第2676号 3月11日～15日	4統3晩、延10統が、見島沖、浜田沖、日御碕沖でイワシ類、サバ類主体の操業。 4統3晩、延10統が、見島沖、浜田沖、日御碕沖で0～2回操業、イワシ類、サバ類主体1,300トンを漁獲、浜田、境港に水揚げした。集計外船（5統）が対馬沖、浜田沖、中部海区でイワシ類、サバ類464トンを漁獲、境港に水揚げした。	見島沖、浜田沖、日御碕沖	あじ さば 3/15 （第17輪島丸）	約11トン 約31トン
	中西部日本海漁況情報第2677号 3月16日～20日	4統5晩、延16統が、見島沖、浜田沖、島根半島沖でイワシ類、サバ類主体の操業。 4統5晩、延16統が、見島沖、浜田沖、島根半島沖で1～2回操業、イワシ類、サバ類主体2,460トンを漁獲、浜田、境港に水揚げした。集計外船（1統）が対馬沖で、サバ類90トンを漁獲、境港に水揚げした。	見島沖、浜田沖、島根半島沖		
	中西部日本海漁況情報第2678号 3月21日～25日	4統4晩、延13統が、見島沖、浜田沖、日御碕沖でイワシ類、サバ類主体の操業。 4統4晩、延13統が、見島沖、浜田沖、日御碕沖で1～2回操業、イワシ類、サバ類主体1,725トンを漁獲、浜田、境港に水揚げした。	見島沖、浜田沖、日御碕沖		
	中西部日本海漁況情報第2679号 3月26日～31日	4統4晩、延12統が、見島沖、浜田沖、日御碕沖でイワシ類、アジ類、サバ類主体の操業。 4統4晩、延12統が、見島沖、浜田沖、日御碕沖で1～2回操業、イワシ類、アジ類、サバ類主体1,500トンを漁獲、唐津、浜田、境港に水揚げした。	見島沖、浜田沖、日御碕沖		
令和8年4月	中西部日本海漁況情報第2680号 4月1日～5日	4統3晩、延11統が、浜田沖、日御碕沖、隠岐海峡でイワシ類、サバ類主体の操業。 4統3晩、延11統が、浜田沖、日御碕沖、隠岐海峡で1～4回操業、イワシ類、サバ類主体1,640を漁獲、浜田、境港に水揚げした。集計外船（3/30漁獲）能登沖でサバ140トンを漁獲、境港に水揚げした。	浜田沖、日御碕沖、隠岐海峡		
	中西部日本海漁況情報第2681号 4月6日～10日	4統4晩、延9統が、隠岐海峡、赤崎沖でイワシ類主体の操業。 4統4晩、延9統が、隠岐海峡、赤崎沖で1～2回操業、イワシ類主体1,348トンを漁獲、浜田、境港に水揚げした。	隠岐海峡、赤崎沖		

京都府沖での大中型まき網漁船操業状況（令和7年11月1日～令和8年5月15日）

月	期間	記述内容	操業位置	舞鶴漁港へのまき網水揚量	
令和8年4月	中西部日本海漁況情報第2682号 4月11日～15日	4統4晩、延13統が、隠岐海峡、赤崎沖で、イワシ類サバ類アジ類主体の操業。 4統4晩、延13統が、隠岐海峡、赤崎沖で1～2回操業、イワシ類サバ類アジ類主体1,930トンを漁獲、浜田、舞鶴、境港に水揚げした。	隠岐海峡、赤崎沖	あじ	約11トン
				さば	約31トン
				3/15 （第17輪島丸）	
	中西部日本海漁況情報第2683号 4月16日～20日	3統4晩、延9統が、隠岐海峡、赤崎沖でアジ類イワシ類サバ類主体の操業。 3統4晩、延9統が、隠岐海峡、赤崎沖で1～2回操業、アジ類イワシ類サバ類主体723トンを漁獲、境港に水揚げした。集計外船（2統）が中部海区、隠岐海峡でサバ類、イワシ類320トンを漁獲、境港に水揚げした。	隠岐海峡、赤崎沖		
	中西部日本海漁況情報第2684号 4月21日～25日	1統3晩、延3統が隠岐海峡で、サバ類主体の操業。 1統3晩、延3統が隠岐海峡で1回操業、サバ類主体275トンを漁獲、境港、舞鶴に水揚げした。集計外船（1統）が隠岐海峡でサバ類150トンを漁獲、境港に水揚げした。	隠岐海峡		
	中西部日本海漁況情報第2685号 4月26日～30日	1統2晩、延2統が見島沖、浜田沖でアジ類主体の操業。 1統2晩、延2統が、見島沖、浜田沖で1～3回操業、アジ類主体380トンを漁獲、浜田、境港に水揚げした。集計外船（1統）が隠岐海峡でイワシ類、サバ類200トンを漁獲、境港に水揚げした。	見島沖、浜田沖		
令和8年5月	中西部日本海漁況情報第2686号 5月1日～10日	2統2晩、延2統が、浜田沖、島根半島沖でアジ類主体の操業。 2統2晩、延2統が、浜田沖、島根半島沖で1回操業、アジ類主体125トンを漁獲、浜田、境港に水揚げした。集計外船（1統）が隠岐海峡でイワシ類を漁獲、境港に水揚げした。	浜田沖、島根半島		
	中西部日本海漁況情報第2687号 5月11日～15日	2統4晩、延7統が浜田沖、日御碕沖、隠岐海峡でアジ類イワシ類サバ類主体の操業。 2統4晩、延7統が、浜田沖、日御碕沖、隠岐海峡で1回操業、アジ類イワシ類サバ類主体780トンを漁獲、浜田、境港に水揚げした。集計外船（1統）が隠岐海峡でイワシ類105トンを漁獲、境港に水揚げした。	浜田沖、日御碕沖	いわし さば	約60トン
				5/15 （第35海幸丸）	

資料１－２

京都府におけるブリ(全銘柄)の年別水揚状況

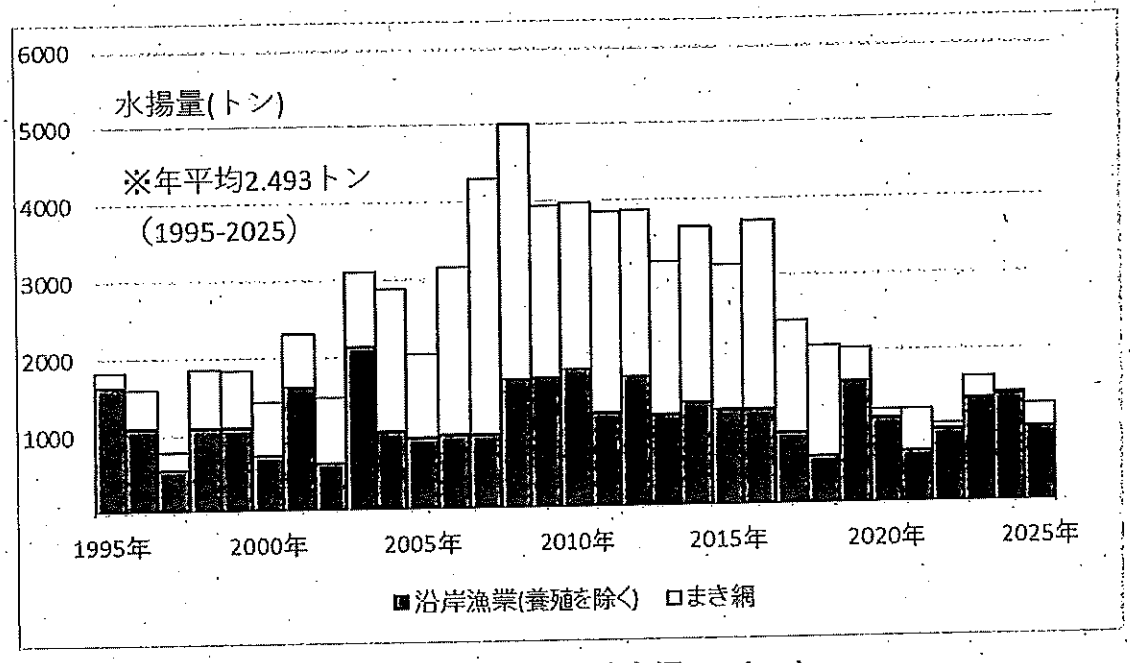

※2025(R7)年の水揚量:1,280トン（＊内、まき網 293トン）

※2021(R3)～2025(R7)の5か年平均:1,324トン（＊内、まき網237トン）

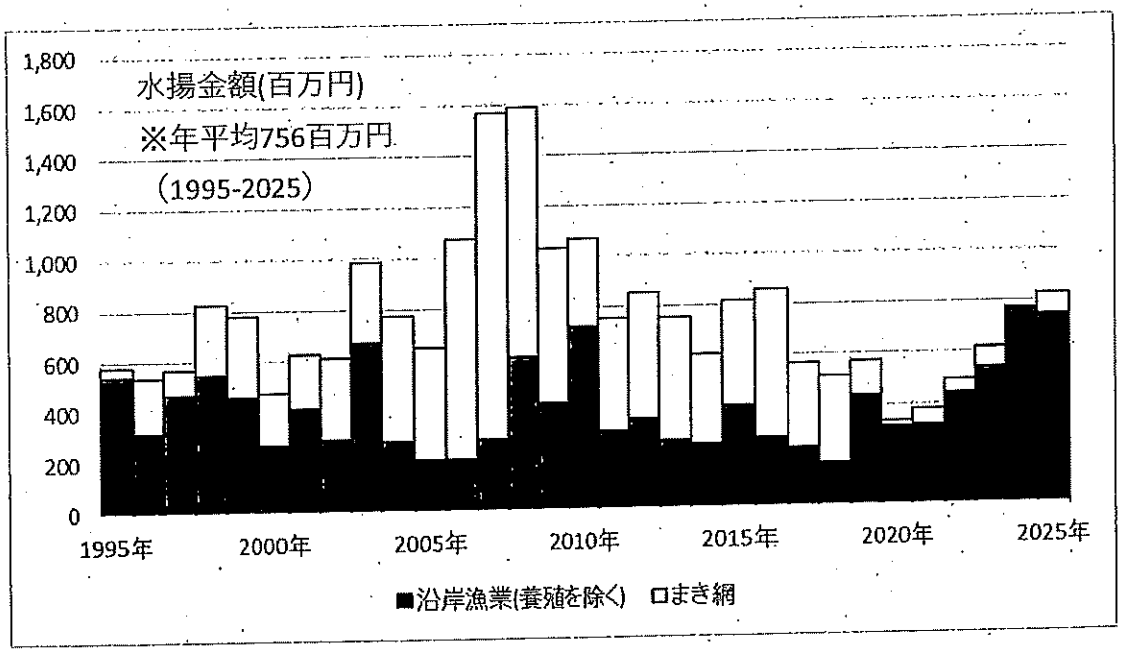

※2025(R7)の水揚金額:827百万円（＊内、まき網 86百万円）

※2021(R3)～2025(R7)の5か年平均:617百万円（＊内、まき網 58百万円）

京都府漁協漁獲統計資料より

京都府におけるブリ(全銘柄)の月別水揚状況

※1995～2025年(30年間)の平均値

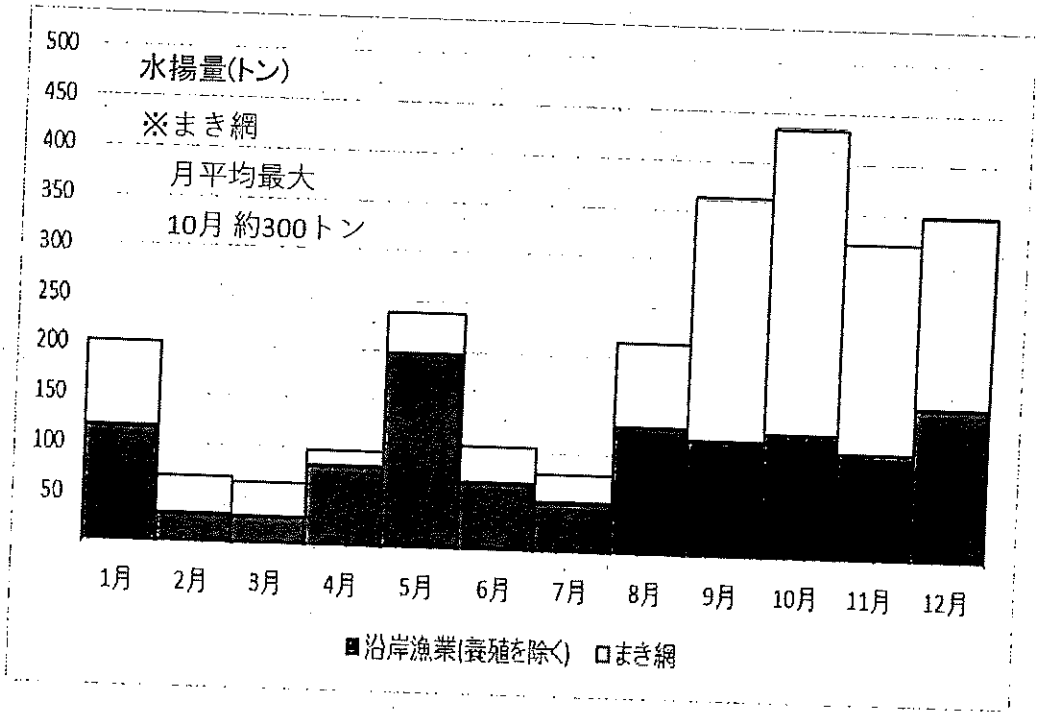

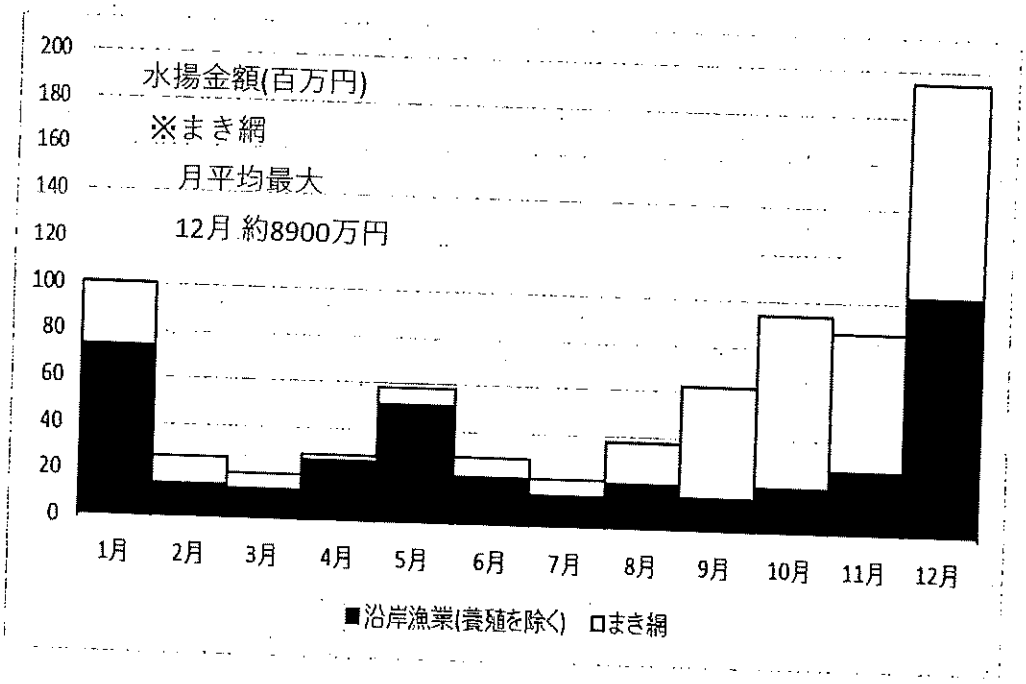

京都府漁協漁獲統計資料より

資料 2

「次回の船主部会への要望に向けて：申入書(案)について」

＜案には、前回第37回幹事会での変更提案箇所(波線部)を反映＞
※決議事項「2」の内容を一部変更。要望事項「5」の内容は変更せず。

中部日本海まき網漁業協議会
会　長　　石井　功　様

「大中型まき網漁業との調整を考える会」
座長　　葭　矢　　護

京都府沿岸漁場における操業自粛決議事項の遵守等について

初夏の候　益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、貴協議会が平成18年に行われた京都府漁業者との漁場利用に関する話し合いで操業自粛を決議されてから、19年が経過しました。本会は貴協議会に対し、決議された操業自粛事項の遵守や徹底を毎年依頼しているところです。

これまでから京都府沿岸域で安全な航行・操業に御配慮いただき、近年では大きなトラブルも無く大変感謝しているところではありますが、過去には貴協議会所属のまき網船に、操業中の京都府はえなわ漁業者が漁船ごとまかれる事案が発生しており、レーダー、無線機器等に加えてAIS(船舶自動識別装置)を利用すれば、確実に航行等の安全に役立ちますので、特に「京都府沿岸域で航行・操業する際はAISを作動させ、事故防止・安全航行に努めること」を引き続き要望いたします。

なお、まき網操業区域内で操業する京都府所属の漁船については、行政、漁業者団体からもAISの搭載、作動について推進していくこととしております。

また、白石礁の操業自粛期間について、平成28年以降、「10月～11月末」から「11月～12月末」へ変更の上、要望しているところですが、御存知のと

おり12月のブリの漁獲は京都府沿岸漁業におきましては非常に重要でありますので、御配慮をお願いいたします。

加えて、舞鶴湾内では、「丹後とり貝」や、カキ類等の貝類養殖が盛んに行われており、まき網船の出入港と養殖業者の洋上作業時間が重複することがあります。普段は静穏な湾内で、大きな船が速度を上げて航行されますと波浪により、養殖業者等が海中に転落する事故、又養殖施設等も破損するおそれもありますので、湾内の航行速度については、特段の御配慮をお願いいたします。

本年も下記の決議事項１～４に加え、本会の要望事項５～８について、御確認いただき、御協力並びに貴協議会会員への周知について、よろしくお願いいたします。

記

【決議事項】

1　大グリ、冠島周辺において３月～４月末まで、１１月～１２月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。

2　禁止ライン付近では、魚群探査など操業に関連するような紛らわしい行動をとらない。

3　地元船が操業中においては、まき網の操業を配慮する。

4　舞鶴港などの出入港時には、他の海上作業者等にも配慮して、低速（８ノット以下）で航行し、事故防止に努める。

【要望事項】

5　海上運航、操業時の安全確保から、京都府沿岸域で航行・操業する際は、レーダー、無線機器等に加えAIS(船舶自動識別装置)を作動させ、事故防止・安全航行に努める。

6　マダイ資源を保護するため、マダイ産卵親魚の漁獲については、まき網の操業を配慮する。

7　白石礁周辺において１１月から１２月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。

8　テンバグリ・シモグリ周辺においては、いか釣り等の操業中は操業を配慮する。

（参考）前回第３７回幹事会資料（１）

「次回の船主部会への要望に向けて：要望書内容変更提案」

＜波線部が今年度要望書からの変更提案箇所＞
※決議事項「2」及び要望事項「5」の内容への追加記載。

中部日本海まき網漁業協議会
会　長　　石井　功　様

「大中型まき網漁業との調整を考える会」
座長　葭　矢　　護

京都府沿岸漁場における操業自粛決議事項の遵守等について

初夏の候　益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、貴協議会が平成18年に行われた京都府漁業者との漁場利用に関する話し合いで操業自粛を決議されてから、19年が経過しました。本会は貴協議会に対し、決議された操業自粛事項の遵守や徹底を毎年依頼しているところです。

これまでから京都府沿岸域で安全な航行・操業に御配慮いただき、近年では大きなトラブルも無く大変感謝しているところではありますが、過去には貴協議会所属のまき網船に、操業中の京都府はえなわ漁業者が漁船ごとまかれる事案が発生しており、レーダー、無線機器等に加えてAIS(船舶自動識別装置)を利用すれば、確実に航行等の安全に役立ちますので、特に「京都府沿岸域で航行・操業する際はAISを作動させ、事故防止・安全航行に努めること」を引き続き要望いたします。

なお、まき網操業区域内で操業する京都府所属の漁船については、行政、漁業者団体からもAISの搭載、作動について推進していくこととしております。

また、白石礁の操業自粛期間について、平成28年以降、「10月～11月末」から「11月～12月末」へ変更の上、要望しているところですが、御存知のと

おり12月のブリの漁獲は京都府沿岸漁業におきましては非常に重要でありますので、御配慮をお願いいたします。

加えて、舞鶴湾内では、「丹後とり貝」や、カキ類等の貝類養殖が盛んに行われており、まき網船の出入港と養殖業者の洋上作業時間が重複することがあります。普段は静穏な湾内で、大きな船が速度を上げて航行されますと波浪により、養殖業者等が海中に転落する事故、又養殖施設等も破損するおそれもありますので、湾内の航行速度については、特段の御配慮をお願いいたします。

本年も下記の決議事項１～４に加え、本会の要望事項５～８について、御確認いただき、御協力並びに貴協議会会員への周知について、よろしくお願いいたします。

記

【決議事項】

1　大グリ、冠島周辺において３月～４月末まで、１１月～１２月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。

2　禁止ライン付近では、紛らわしい行動をとらない。

追加記載後の内容↓（下線部追記）

禁止ライン付近では、魚群探査など操業に関連するような紛らわしい行動をとらない。

3　地元船が操業中においては、まき網の操業を配慮する。

4　舞鶴港などの出入港時には、他の海上作業者等にも配慮して、低速（8ノット以下）で航行し、事故防止に努める。

【要望事項】

5　海上運航、操業時の安全確保から、京都府沿岸域で航行・操業する際は、レーダー、無線機器等に加えAIS(船舶自動識別装置)を作動させ、事故防止・安全航行に努める。

追加記載後の内容↓（下線部追記）

海上運航、操業時の安全確保から、京都府沿岸域で航行・操業する際は、レーダー、無線機器等に加えAIS(船舶自動識別装置)を作動させ、事故防止・安全航行に努めるとともに、大グリ、冠島周辺、舞鶴湾口など本府沿岸で夜間錨泊等する際には、作業灯などの灯火使用について、他の漁船の操業や船舶の航行に支障が生じないよう十分配慮する。

6　マダイ資源を保護するため、マダイ産卵親魚の漁獲については、まき網の操業を配慮する。

7　白石礁周辺において１１月から１２月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。

8　テンバグリ・シモグリ周辺においては、いか釣り等の操業中は操業を配慮する。

（参考）前回第３７回幹事会資料（２）

令和7年度中部日本海まき網漁業船主部会の結果及び回答文書の概要について

＜船主部会結果概要＞

1 開催日時 令和７年６月１１日(水) 午後 4:15～5:00
2 開催場所 石川県金沢市昭和町 16-3 ANA クラウンプラザホテル金 沢
3 出 席 者
水産庁職員、石川県職員、島根県職員、(一社) 全国まき網漁業協会、日本遠洋旋網漁業協同組合、西日本魚市(株)、山陰旋網漁業協同組合、日本海大中型まき網漁業者協議会、中部日本海まき網漁業協議会、同協議会会員5社(石巻漁業(株)、東洋漁業(株)、若葉漁業(株)、共和水産(株)、東海漁業(株))及び1組合(輪島漁業生産組合)
※京都海区漁調委からは、葭矢会長、本多事務局次長が出席

4 要望活動（資料2－2:参照）
大中型まき網漁業との調整を考える会を代表し、葭矢座長が、要望書、別添海域図京都府海面の操業ルール等を用いて、中部日本海まき網漁業協議会へ下記の決議事項の確認と、要望事項について申し入れを行いました。
【決議事項】
(1) 大グリ、冠島周辺において3月～4月末まで、11月～12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。
(2) 禁止ライン付近では、紛らわしい行動をとらない。
(3) 地元船が操業中においては、まき網の操業を配慮する。
(4) 舞鶴港などの出入港時には、他の海上作業者等にも配慮して、低速(8ノット以下)で航行し、事故防止に努める。

【要望事項】
(5) 海上運航、操業時の安全確保から、京都府沿岸域で航行・操業する際は、レーダー、無線機器等に加え AIS(船舶自動識別装置)を作動させ、事故防止・安全航行に努める。
(6) マダイ資源を保護するため、マダイ産卵親魚の漁獲については、まき網の操業を配慮する。
(7) 白石礁周辺において11月から12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛

する。

(8) テンバグリ・シモグリ周辺においては、いか釣り等の操業中は操業を配慮する。

5 協議内容

申し入れ後、出席者から意見された内容は、以下のとおりでした。

① 令和2年以降、漁獲量の管理が厳しくなり、まき網の操業状況も変化している。現在、京都府沖を主漁場にしている船団は無く、舞鶴漁港への水揚げも減少傾向にあり、昨年度については、年末から年始にかけての水揚げも無かった。

このようなことから、大きなトラブルは起きていないと認識している。

今後もトラブルを起こさないよう、特に安全操業と航行には留意していきたい。

② 決議事項(1)の操業時期について、配慮はするが操業の完全自粛は難しい。

③ 要望事項(7)について、年末の時期は収益面で重要な時期なので、操業の完全自粛は難しい。

＜回答文書概要＞（資料2－3:参照）

中部日本海まき網漁業協議会会長名で、令和7年9月1日付け回答文書が発出されました。

主な内容は、以下のとおりでした。

・決議事項(1)～(4)の遵守に努める

・要望事項(5)の AIS 作動について、まき網船団各社の判断により対応する

・要望事項(6)のマダイ産卵親魚の漁獲について、まき網船団各社の判断により配慮する

・要望事項(7)の白石礁周辺の操業自粛期間について、12 月は重要な時期でもあるため自粛は難しく、昨年同様 10～11 月末までを自粛期間として遵守する

・要望事項(8)のテンバグリ・シモグリ周辺での操業配慮について、今後も引き続き、いか釣り等の操業妨害にならないよう配慮する

資料３

まき網船団に関する情報連絡体制について

前回１１月開催の第３７回幹事会において、まき網船団に関する情報連絡の体制を整備することについて提案がありました。出席の幹事からは、漁協が窓口となり漁業者へ情報提供の依頼を周知の上、集約するのが効率的であるとの意見がありました。

今回、情報連絡体制の案を作成しましたので協議をお願いします。

１ 目的

水産事務所への連絡体制に加え漁協等による体制を新たに構築することで、まき網漁業の繁忙期に効果的な巡視が実施できるよう情報収集を図り、漁業者と関係団体と水産行政機関が一体となり監視を行う。

２ 体制概要（連絡系統フロー図）

連絡の系統は

各漁業者（府漁協組合員）⇒府漁協各支所又は本所（指導課等）の部署≪情報概要の集約≫⇒水産事務所漁政課（漁調委）

※京釣協等の関係団体については

各会員⇒団体代表者≪情報概要の集約≫⇒水産事務所漁政課（漁調委）

「連絡系統フロー図」

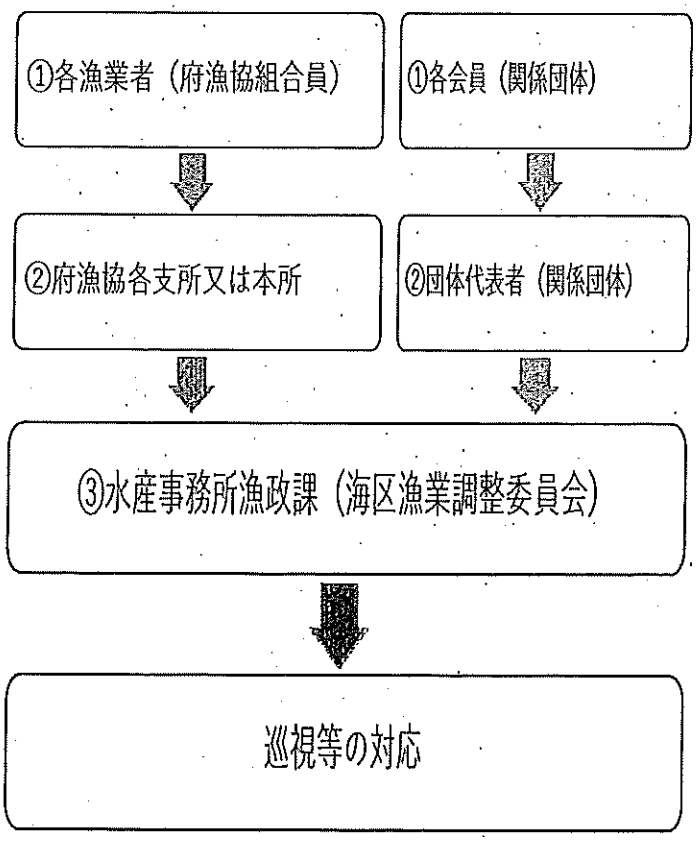

・まき網船の隻数や船名等
・確認した時間、位置
・行動の内容（ジグザグに航行中など）

・通報者からの内容を記録用紙に記載
・記録用紙の内容に基づき連絡

・漁政課漁業漁船係が窓口となり通報内容を確認後、処理対応
・漁業調整委員会も通報内容を共有し集約

（別紙）

大中型まき網漁業との調整を考える会

1　設立趣旨

府沿岸海域において、大中型まき網漁業操業禁止及び火光禁止ライン近辺に所在する天然礁漁場において、まき網船団による区域違反を疑われる操業が頻発し、府による巡視活動のみでは、多数の船団が操業する中、対応にも限りがある。

このため、沿岸漁業者が協力して疑わしい操業を監視、通報し、まき網漁業者団体に対しての交渉を通じて操業秩序の維持を求めていくため、平成17年6月に結成した。

2　構成団体等

漁協、市町別漁業者代表、業種別団体（定置、釣延縄）、遊漁船業者団体、京都府水産事務所、京都海区漁業調整委員会

3　主な活動

(1)中部日本海まき網協議会に対する操業自粛等の要請活動
(2)まき網漁船操業の監視、疑わしい操業情報の府への通報
(3)まき網漁業操業の取り締まりについての関係機関への要望活動

4　問題点と今後の課題

禁止ライン付近では紛らわしい行動をとらない、地元漁船が操業中においては、まき網の操業を配慮することは了承されていますが、疑わしい操業については、確認した際に、その都度抗議文を送付する等して一旦は沈静化するものの、しばらくした後には同様の操業が繰り返されるのが現状である。

白石礁周辺において、ブリ漁期の11月から12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛することについては、了承が得られていないため、引き続き申し入れ等を行う。

まき網業界と沿岸漁業との操業に関する協定等による問題の解決のためには、府内だけでなく、同じ問題を抱える日本海中西部関係県に沿岸漁業者、海区漁調委と幅広く連携して、声を大きくしていく必要がある。

報告事項（４）資料

事　務　局

第23期京都海区漁業調整委員会の今年度の予定について

【内　容】

今年度の当委員会の予定について報告します。

【添付資料】

報告資料４　京都海区漁業調整委員会 令和８年度委員会等開催予定について

京都海区漁業調整委員会　令和8年度委員会等開催予定について

		令和8年4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			令和9年1月			2月			3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
1	委員会								①委員会（第９回） 6/2 ★ ○			②委員会（第１０回） ★ ○					③委員会（第１１回） ★ ○ □							④委員会（第１２回） ★ ○				⑤委員会（第１３回） ★ ○ □				⑥委員会（第１４回） ★ □				⑦委員会（第１５回） ○ □				⑧委員会（第１６回） ★ ○ □	
		予定以外に京都府知事から諮問などがあり、緊急を要する場合は、委員会等の開催について、会長と相談し、開催させていただきます																																			
2	まき網漁業との調整	＜会議等適宜調整＞																																			
							大中型まき網漁業との調整を考える会第38回幹事会 5/25		中部日本海まき網漁業船主部会 6/10													大中型まき網漁業との調整を考える会第39回幹事会 11月予定																
3	全国海区漁業調整委員会連合会					総会 5/15					省庁等への要望活動 7月予定										日本海ブロック会議 10月予定			職員研修会 11月予定			会長・副会長会議 12月予定							事務局幹事会 2月予定			理事会 3月予定		
4	日本海・九州西広域漁業調整委員会	＜合同部会適宜開催＞																																			
							くろまぐろ遊漁専門部会第7回合同会議(Web併催) 5/26																部会,委員会(Web併催) 11月予定						くろまぐろ遊漁専門部会合同会議(Web併催) 1月予定			部会,委員会(Web併催) 2月予定					
5	漁場利用協定	＜会議等適宜調整＞																																			
											全体地区協議会 7月予定																						実務者会議 2月予定					
6	その他								開庁記念日ほか 6/19														第４５回全国豊かな海づくり大会 11/15															

資源管理関係で諮問予定	★
漁業許可関係で諮問等予定	○
漁調委関係で協議等予定	□

★ **資源管理関係の諮問内容（予定）**

① ずわいがに、さば類の知事管理漁獲可能量の設定等

② くろまぐろの知事管理漁獲可能量の設定等

③ さんま、まあじ、いわし類の知事管理漁獲可能量の設定等

④ ぶり、するめいかの知事管理漁獲可能量の設定等

○ **知事許可関係の諮問内容（予定）**

① 小型機船底びき網漁業（手繰第一種）の制限措置等について（申請期間７月から１ヶ月間）

② 小型機船底びき網漁業（手繰第二種：餌料びき（申請期間１１月から1ヶ月）及び手繰第三種：なまこけた網（申請期間９月から１ヶ月間））

③ 固定式刺網漁業（ひらめ底刺網：申請期間９月から1ヶ月間）の制限措置等について

④ 固定式刺網漁業（はまち底刺網：申請期間１２月から１ヶ月間）の制限措置等について

⑤ 機船底びき網漁業（さより二そうびき機船船びき網漁業：申請期間１月から１ヶ月間）の制限措置等について

⑥ いさざ落し網漁業（申請期間１月から１ヶ月間）の制限措置等について

⑦ 小型機船底びき網漁業（手繰第三種：とりがいけた網（申請期間３月から１ヶ月間）の制限措置等について

⑧ 小型いかつり漁業（申請期間３月～１ヶ月間）の制限措置等について

⑨ かごなわ漁業（申請期間４月から１ヶ月間）の制限措置等について

□ **漁調委関係の協議内容（予定）**

① 全漁調連日本海ブロック会議への要望事項

② 新たな委員会指示発動のための協議と承認